

外国人の皆さんへ 各位外国人士

がいくじん
外国人のみなさんへ

いぬ か ぬし かた
==犬の飼い主の方へ==

いぬ か ぬし とうろく きょうけんびょう よぼうちゅうしゃ う ぎむ
犬の飼い主には、登録と狂犬病の予防注射を受けさせる義務が
ほうりつ さだ
法律で定められています。

せいご にち けいか いぬ しょうがい かい とうろく まいとし かいげんそく
生後90日を経過した犬には、生涯1回の登録と毎年1回原則
(がつ がつ きょうけんびょう よぼうちゅうしゃ う
(4月から6月) 狂犬病の予防注射を受けさせていただきます。

また、まどぐち きょうけんびょうよぼうちゅうしゃすみひょう こうふ う じゅうい
また、窓口で狂犬病予防注射済票の交付を受けるときは、獣医
はっこう ちゅうしゃ す しょうめいしょ ちゅうしゃすみしょう も
が発行した注射が済んだことの証明書(注射済証)をお持ちくだ
さい。ちゅうしゃすみひょうこうふてすうりょう えん
さい。注射済票交付手数料は550円です。



とうろく しょうがい
登録について詳細は↑

とあ
問い合わせ

かんきょうほぜんか
環境保全課 TEL 33-4495

敬各位外国人士：

==致饲养狗的主人==

法律要求饲养狗的主人必须对他们的狗进行登记并接种狂犬病疫苗。

90天以上的犬必须一生登记一次、并每年（4月至6月）注射一次狂犬病疫苗。另外娜 在行政柜台领取狂犬病疫苗接种证明时、请携带兽医出具的证明已完成疫苗接种的证明（注射证明）。办理注射证明费为550元。

←报名详情请见

环境保护科

电话：33-4495

